

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構情報公開取扱規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第1-9号

平成19年4月1日

一部改正

平成23年9月1日

一部改正

平成25年4月1日

一部改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）及び同法施行令（平成14年政令第199号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、法第2条第2項に規定する法人文書をいう。

(情報の提供等)

第3条 理事長は、機構が保有する法人文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者に対し、該当する法人文書の特定が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう努めなければならない。

2 理事長は、法人文書の開示に供するための場所（以下「情報公開窓口」という。）を設けなければならない。

(決定権者)

第4条 理事長は、機構における情報公開に係る法人文書の開示・不開示の決定及び異議申立てに対する決定を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法人文書の開示についての決定は、当該法人文書を保有している施設の所長（以下「文書保有施設の所長」という。）が行うものとする。

- 一 保存期間5年以下の法人文書のうち、委任規程により委任されている所長決裁文書
- 二 保存期間5年以下の法人文書のうち、文書決裁規程により所長が専決するとされている決裁文書

3 前項の規定により、文書保有施設の所長が法人文書の開示を決定した場合において、第7条、第10条から第12条まで（第7条ただし書きの部分及び第10条第2項を

除く。)、第15条及び第16条中「理事長」とあるのは、「文書保有施設の所長」と読み替えるものとする。

- 4 所長は、前項による決定をした場合は、報告書を作成し、理事長に送付するものとする。

(開示請求の手続き)

第5条 開示請求を受け付けるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)から別に定める書類を理事長に提出させるとともに、第17条に定める手数料を納付させるものとする。

- 2 理事長は、前項による開示請求に不備があるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において理事長は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 開示請求の受付は、情報公開窓口において行うものとする。

(開示等の検討)

第6条 理事長は、法人文書の開示又は不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、当該法人文書を保有する施設の所長の意見を求めるとともに、必要に応じて情報公開に関する会議を招集し、機構全体の視野で審査し、判定する。

(法人文書の開示)

第7条 理事長は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に法第5条各号の規定による情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示する。ただし、不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 理事長は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第9条 理事長は、開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第10条 理事長は、開示請求に係る法人文書の全部を開示するときは、その旨を開示請求者に対し通知する。

- 2 理事長は、開示請求に係る法人文書の一部を開示する時又は全部を開示しない決定

をしたときは、その旨を開示請求者に対し通知する。

(開示等の決定)

第11条 理事長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 理事長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、当該開示請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第13条 理事長は、法第12条第1項により、事案を他の独立行政法人等に移送するときは、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第14条 理事長は、法第13条第1項の場合には、行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し事案を移送することができる。この場合において、理事長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出機会の付与)

第15条 理事長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者に対し意見書の提出を求めるときは、その旨当該第三者に通知しなければならない。

2 理事長は、法第14条第3項の規定により第三者から開示に反対する意思を表示した意見書が提示された場合において、その全部又は一部を開示するときは、当該第三者に対し、その旨を通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 理事長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から、開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から更なる開示の申出書が提出されたときは、法第5条に規定する不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない。

2 前項の規定により開示を実施するときは、開示を受ける者に第17条に規定する手数料を所定の納付場所で納付させるものとする。

3 法人文書の開示は、当該文書を保有する本部又は施設の情報公開窓口において行う

ものとする。ただし、理事長が認めた場合は、開示請求を行った本部又は施設の情報公開窓口において開示を受けることができる。

- 4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、法人文書を送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(手数料)

第17条 法人文書の開示請求者又は開示を受ける者は、理事長が別に定める規程に基づき、それぞれの実費の範囲内において開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、開示の実施に係る手数料を減額又は免除することができる。

- 一 開示請求を受ける者から書面により開示の実施に係る手数料の減額又は免除の申し出があったとき。

- 二 開示請求に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めたとき。

- 3 理事長は、開示の実施に係る手数料の減額又は免除を決定したときは、当該開示を受ける者に通知するものとする。

(異議申立てに対する措置)

第18条 理事長は、開示等決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てがあったときは、当該異議申立てに対する決定を行うとともに異議申立人に対し通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の決定において、法第18条第2項各号いずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 理事長は、前条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、法第19条各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(情報提供)

第20条 理事長は、法第22条に定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令第12条第2項で定めるものを記録した文書、図面又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、政令第12条第1項に定める方法により提供するものとする。

- 一 機構の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

- 二 機構の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

- 三 機構の出資又は拠出に係る法人その他政令第12条第2項で定める法人に関する基礎的な情報

- 2 前項の規定によるもののほか、理事長は、機構の諸活動について、国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 法人文書開示請求書

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 殿

氏名又は名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）  
〒

TEL ( )

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

## 記

### 1 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

### 2 開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 機構本部において開示の実施を希望する。

イ 各教育拠点において開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日> 年 月 日 時 分

ウ 写しの送付を希望する。

(\*以下は記入不要)

開示請求手数料	円	(受付印)
決定期限	年 月 日	
*担当 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立〇〇〇〇の家 情報公開担当 ( ) TEL ( ) - FAX ( ) - E-mail @niye.go.jp		

不明な点がありましたら、上記担当までお問い合わせください。

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

令和 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

1 開示する法人文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

\* この決定に不服がある場合は、行政法人不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示の実施の方法等：別紙1参照

4 担当・お問合せ先

## 3. 開示の実施の方法等

\*同封の説明事項をお読みください。

## (1) 開示の実施の方法

開示する法人文書の種類 ・数量等	
開示の実施の方法	
開示実施手数料の 算定基準	
算定基準に基づく基本額	
開示実施手数料の額	

## (2) 機構本部において開示を実施できる日時・場所

## (3) 各施設において開示を実施できる日時・場所

## (4) 写しの送付を希望する場合の準備日数・郵送料（見込み額）

## ＜説明事項＞

## 1. 開示の実施の方法等について

## (1) 開示の実施の方法の申出について

開示の実施の方法の申出については、「法人文書開示決定通知書」を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」にて申出を行ってください。ただし、先に提出された「法人文書開示請求書」のとおりの開示の実施の方法を希望する場合は、当該申出書の提出は不要です。

また、写しの送付を希望する場合は、郵送料に相当する切手を貼付した返信用封筒をご送付ください。

## (2) 開示の実施の方法の選択について

開示の実施の方法の選択については、別紙1「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。ただし、機構本部又は各施設における開示の実施を選択される場合は、先に「法人文書開示決定通知書」に記載された担当までご相談ください。

また、必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）や、一旦閲覧をした上で後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。ただしその場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

## 2. 開示実施手数料の算定について

## (1) 開示実施手数料

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚ごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示をうけない）

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円＝計300円

→ 手数料は無料

## (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」に現金を添えて納付してください。ただし、(1)の基本額が300円までの場合は手数料無料となりますので、納付は不要です。

### 3. 不開示部分に係る異議申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

### 4. 開示の実施について

機構本部又は各施設における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、「法人文書開示決定通知書」をご持参ください。

### 5. 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、異議申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、「法人文書開示決定通知書」に記載した担当までお問い合わせください。

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 法人文書不開示決定通知書

様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

令和 年 月 日付け法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

\* この決定に不服がある場合は、行政法人不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

\*担当

不明な点がある場合には、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立〇〇〇〇の家情報公開担当にご連絡ください。

TEL( ) -

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 開示決定等の期限の延期について(通知)

(開示請求者) 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

令和 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

### 記

1 開示請求のあった法人文書の名称

2 延長後の期間

3 延長の理由

\* 担当課等

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者） 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

令和 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

### 記

1 開示請求のあった法人文書の名称等

2 延長の理由

3 開示決定等する期限

（ 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定する予定です。）

月 日（ ）

\* 担当課等

独 国 青 第 号  
令 和 年 月 日

(他の独立行政法人等の長  
又は他の行政機関の長) 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

### 開示請求に係る事案の移送について

令和 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定及び第13条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送します。

#### 記

開示請求に係る法人文書名	〔 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、 〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書) 〕
請求者名等	氏名： 住所：  電話番号：
添付資料等名	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送する場合には、その移送先)

#### 〈連絡先〉

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立〇〇〇〇の家  
情報公開担当 ( )  
TEL : ( ) -  
FAX : ( ) -  
E-mail : @niye.go.jp

独 国 青 第 号  
令 和 年 月 日

(他の独立行政法人等の長  
又は他の行政機関の長) 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

### 開示請求に係る事案の移送について

令和 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定及び第13条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送します。

#### 記

開示請求に係る法人文書名	〔 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、 〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書) 〕
請求者名等	氏名 : 住所 :  電話番号 :
添付資料等名	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送する場合には、その移送先)

#### 〈連絡先〉

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立〇〇〇〇の家  
情報公開担当 ( )  
TEL : ( ) -  
FAX : ( ) -  
E-mail : @niye.go.jp

独 国 青 第 号  
令 和 年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

開示請求に係る事案の移送について (通知)

令和 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	〔 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、 〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書) 〕
移送年月日	令和 年 月 日
移送先の独立行政法人等名 (又は移送先の行政機関の長)	独立行政法人等名 (又は行政機関の長) (連絡先) 担当部課室名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :
移送の理由	
備考	1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等 (又は行政機関の長) が行うこととなります。 2 複数の独立行政法人等 (又は行政機関の長) に移送が行われた場合 (自らも開示決定等を行う場合を含む。) には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書 (又は行政文書) に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。

〈連絡先〉  
独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立〇〇〇〇の家  
情報公開担当 ( )  
TEL : ( ) -  
FAX : ( ) -  
E-mail : @niye.go.jp

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、この情報の開示の当否についてご意見がある場合は、書面（任意様式）によりお知らせください。

なお、提出期限までにご意見の御提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限  
〇〇月〇〇日（ ）

\*担当課等

## 法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、この情報の開示の当否についてご意見がある場合は、書面（任意様式）によりお知らせください。

なお、提出期限までにご意見の御提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限  
〇〇月〇〇日（ ）

\*担当課等

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 第三者に係る法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者） 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

（あなた、貴社等）から令和 年 月 日付で「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

### 記

- 開示決定した法人文書の名称
- 開示することとした理由
- 開示を実施する日

### \* 担当課等

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

# 開示の実施方法の申出書

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 殿

氏名又は名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）  
〒

TEL（ ） -

年 月 日付 第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、独立行政法人情報の公開に関する法律15条3項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施を受けたいので申し出ます。

開示の実施方法 開示・不開示決定通知書記載の「開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとに開示の実施方法を記入すること。	1) 開示の実施方法  2) 部分ごとに異なる開示の実施方法
（*以下については、該当する項目の記号を○で囲み右に詳細を記入してください。）	
ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	（開示の実施を求める部分）
イ 機構本部において開示の実施を希望する	（開示の実施を希望する日） 年 月 日 時 分
ウ 各施設において開示の実施を希望する	（拠点名）
	（開示の実施を希望する日） 年 月 日 時 分
エ 写しの送付による開示の実施を求める。	写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要） 〒
開示実施手数料の納入方法	1) 開示実施日に開示実施場所で納入する。 2) 開示実施日までに納入する。

\*開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、本書を提出する必要はありません。

令和 年 月 日

## 法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

1 更なる開示を求める法人文書の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

(令和 年 月 日付け独国青 第 号)

3 最初に開示を受けた日

4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

\* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料 _____ 円	(領収印)	(受付印)
--------------------	-------	-------

\* 開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、本書を提出する必要はありません。

令和 年 月 日

## 開示実施手数料の減額（免除）申請書

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

### 記

#### 1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

#### 2 減額（免除）を求める理由

- ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 1 1 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他の無収入者で、手数料を納付する資力がないため。

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 開示手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

令和 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、下記のとおり減額（免除）することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

#### 2 開示実施手数料を減額（免除）する額

#### 3 開示実施手数料を減額（免除）した後の額

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

## 開示手数料の減額（免除）について

（開示請求者） 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

令和 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

### 記

#### 1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

#### 2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

#### 3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会 御中

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり異議申立てがあったので、同法第18条の規定に基づき、諮問します。

1 異議申立てに係る 法人文書の名称	
2 異議申立てに係る 開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項)  <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号  (2) 開示決定等をした者  (3) 決定の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日  (2) 異議申立人  (3) 異議申立の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19号各号に規定する者の氏名)
6 添付書類	① 法人文書開示請求書(写し) ② 法人文書開示決定等通知書(写し) ③ 異議申立書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料(第三者からの反対意見書等)

(注1) 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の口をチェックすること。

また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条各号、第8条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

独国青 第 号  
令和 年 月 日

## 異議申立書に対する決定書

(異議申立人) 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

令和 年 月 日付で異議申立てのありました件について下記とおり決定しましたので、通知します。

### 記

- 異議申立てのあった法人文書の名称
- 異議申立てに対する決定
- 異議申立てに対する決定の理由

独国青 第 号  
令和 年 月 日

(異議申立人) 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

令和 年 月 日付けで異議申立てのありました件については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条の規定により、情報公開審査会に諮問したので通知します。

異議申立てのあった法人文書の名称又は内容	
諮問した年月日	
諮問の内容	

担当課等：独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立〇〇〇〇の家  
情報公開担当（ ）  
TEL：（ ）－  
FAX：（ ）－  
E-mail： @niye.go.jp